

○経済産業省告示第百七十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社 INPEX JAPAN 東京都港区赤坂五丁目三番一号

二(一) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

特定ガス導管事業

三(一) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和六年十月十七日

二(二) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社 INPEX JAPAN 東京都港区赤坂五丁目三番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

ガス製造事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和六年十月十七日